二　組合等登記令の一部改正関係

1　分割の登記

組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を当該組合等から承継する他の組合等については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならないこととした。また、分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合には、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内に、当該従たる事務所の所在地における登記をしなければならないこととした。（第八条の二及び第一一条関係）

2　登記の申請

分割による変更の登記の申請書には、分割をする組合等の登記事項証明書等を、分割による設立の登記の申請書には、組合等登記令（昭和三九年政令第二九号）第一六条第二項及び第三項並びに第二一条の二に規定する書面を添付しなければならないこととした。（第二一条の二及び第二一条の三関係）

三　国家戦略特別区域法施行令の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条関係）

四　医療法の一部改正に伴う経過措置

財団たる医療法人の評議員の欠格事由等について所要の経過措置を定めることとした。（第四条関係）

五　この政令は、医療法の一部を改正する法律（平成二七年法律第七四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二八年九月一日）から施行することとした。

◇我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八四号）（内閣官房）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　休職

隊員が休職にされる場合に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）第二七条第一項の規定により派遣された自衛官が職務に復帰した場合において定員に欠員がないときを追加することとした。

2　償還金の金額

防衛医科大学校卒業生が離職したときの償還金の金額に関し、国際平和協力法第二七条第一項の規定により派遣された自衛官に関する自衛隊法施行令第一二〇条の一五第二項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなすこととした。

3　防衛出動

物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲に係る規定及び河川法施行令の特例に係る規定については、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に係る出動には適用しないこととした。

二　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　隊員の服制

国際平和協力法第三条第五号リに掲げる業務に係る服制の適用について、国際連合平和維持活動として実施されるものに限ることとした。

2　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律に基づく政令の準用

国際平和協力法第二八条の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用することとした。

三　南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

国際平和協力隊の設置及び政令で定める業務

国際平和協力法の一部改正により、国際平和協力業務に司令部業務を追加することに伴い、南スーダン国際平和協力隊が行う業務を改めるとともに、同法第三条第五号ナの規定により政令で定める業務を改めることとした。

四　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正関係（第四条関係）

この政令の題名を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

五　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正関係（第五条関係）

この政令の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

六　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令の一部改正関係（第六条関係）

この政令の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

七　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令の一部改正関係（第七条関係）

この政令の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

八　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正関係（第八条関係）

この政令の題名を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

九　その他関係政令の一部改正関係

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第九条～第二〇条及び附則第二条～第四条関係）

一〇　この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年三月二九日）から施行することとした。

◇我が国及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第八三号）（内閣官房）

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第七六号）の施行期日は、平成二八年三月二九日とすることとした。
